



島根県報

平成23年3月31日（木）

号外第63号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

（教育庁総務課） 2

【教育長訓令】

教育事務決裁規程の一部改正

（教育庁総務課） 2

教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月 31 日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第 8 号

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項の表教育施設課の項中「財産管理・助成グループ」を「整備企画スタッフ、財産管理・助成グループ」に改め、同表高校教育課の項中「県立学校情報課推進スタッフ」の次に「、浜田高校定時制・通信制課程整備スタッフ」を加える。

第 7 条の表高校教育課の項中第17号を第18号とし、第14号から第16号までを 1 号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の 1 号を加える。

(14) 島根県立浜田高等学校定時制及び通信制課程の開設準備に関すること。

「

職	職務
管理監	上司の命を受け、課等の特定事務を掌理する。
調整監	

を

」

「

職	職務
管理監	上司の命を受け、課等の特定の事務を掌理する。
上席調整監	
調整監	

に改める。

」

第14条の 5 中「、企画調整スタッフ」を削り、「総務グループ」の次に「、管理グループ」を加え、「調査第二グループ、調査第三グループ及び調査第四グループ」を「調査第二グループ及び調査第三グループ」に改める。

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

教 育 長 訓 令**島根県教育委員会教育長訓令第 1 号**

本 庁
出先機関
県立学校

教育事務決裁規程（昭和45年島根県教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成23年 3 月 31 日

島根県教育委員会教育長 今 井 康 雄

第 2 条中第19号を第20号とし、第10号から第18号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 上席調整監 組織規則第 9 条第 2 項に規定する上席調整監をいう。

第4条第2項中「センター長」の次に「、上席調整監」を加える。

「

第12条の表中	課等の長	1 管理監、室長、センター長又は調整監を置く課等にあつては、管理監、室長、センター長又は調整監が掌理する事務については当該管理監、室長、センター長又は調整監 2 課長代理を置く課にあつては、課長代理が掌理する事務については課長代理 3 グループリーダー	を
---------	------	--	---

」

「

課等の長	1 管理監、室長、センター長、上席調整監又は調整監を置く課等にあつては、管理監、室長、センター長、上席調整監又は調整監が掌理する事務については当該管理監、室長、センター長、上席調整監又は調整監 2 課長代理を置く課にあつては、課長代理が掌理する事務については課長代理 3 グループリーダー	に改める。
------	--	-------

」

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。